

第2次盛岡市地域づくり協働推進計画（案）に係るパブリックコメント実施結果

- 1 募集期間 令和7年12月16日（火）から令和8年1月15日（木）まで
- 2 募集方法 市公式ホームページ応募フォーム、郵送、FAX、持参
- 3 受付意見数 12件（個人：3人、団体：1団体）
- 4 反映区分 A：計画等に盛り込むもの 1件
 B：計画等に盛り込み済のもの 2件
 C：計画等に盛り込まないもの 7件
 D：その他、要望・意見・感想など 2件

No.	意見・提言等の要旨	市の考え方	区分
1	町内会・自治会の担い手不足・高齢化が深刻化する中、役割や制度設計の根本的見直しが必要。その視点も踏まえ、特に、「町内会・自治会等に依頼する業務の縮減」を早期に進めてほしい。	町内会・自治会は地域住民の安心・安全な暮らしを支える上で欠かすことができない共助の要ですが、役員の高齢化等により、担い手不足が深刻な状況にあることから、取組11「専門知識を有するNPO法人等の派遣」で伴走的支援に取り組みるとともに、取組7「町内会・自治会等に依頼する業務の縮減」で、町内会・自治会役員等の負担となる市の業務の縮減に向け、重点的に取り組みます。	B
2	町内会・自治会は最低限の共助機能に限定すべきで、「孤独・孤立対策推進法」では孤独・孤立対策は自治体の責務として明確に位置づけられており、福祉・孤独対策など専門性の高い課題は行政と専門団体が担うべき。専門性を有する地域課題については、計画（案）において役割分担を明確にし、町内会・自治会の負担を軽減してほしい。	孤独・孤立対策推進法においては、日常生活や社会生活において孤独を覚えたり、社会的に孤立している人を支援する上で、市のほか公的団体、町内会・自治会、事業者など、多様な主体が、その社会的役割や専門性に応じ、連携・協力して取り組むこととされているものと認識しております。 孤独・孤立の状態にある人を社会全体で支えていく上で、地域住民同士のつながりは欠かせないものであることから、本計画（案）においては、町内会・自治会の持続可能性を高め、負担軽減に向けた取組を進めてまいります。	C
3	市職員の退職時に地域活動参加を促すことは時期としては遅く、「定年後の活動」という誤解を与える。現役・若手職員でも参加しやすいよう、町内会・自治会の負担軽減と仕組みの整備が必要である。	退職者に対しては、一定の時間的余裕が生まれることで、地域との接点を持ちやすくなることと考えられることから、市職員として培った経験を地域活動に活かしてもらうことへの期待を込め、これまでも地域活動への参加を促してきたものです。 また、在職中の職員は、市の方針において、地域の一員として、地域活動やボランティア活動などの市民活動に積極的に参加し、地域貢献に努めることが求められていることから、今後も引き続き、全職員に地域活動への積極的な参加を働き掛けるとともに、取組22「職員の地域活動への参加を広げる環境づくり」を重点取組とし、さらなる参加促進を図ることとしています。	B

No.	意見・提言等の要旨	市の考え方	区分
4	<p>市民協働の前提となる条例がなく、役割や責任が不明確である。自治の基本理念、市民参加の位置づけ、市民の責務の範囲、行政の責任と支援の在り方などを整理した条例等の制定を検討し、協働の前提原則を明確化するべき。</p> <p>また、現在実施している事業見直しのプロセスは、市民の声を軽視している。このような事態が発生しないよう、協働の意識を醸成するためにも、条例制定の検討が必要である。</p>	<p>盛岡市では、条例によらず、「盛岡市市民協働推進指針」において、個人の市民はもとより、地域での活動の主体である町内会・自治会等の地縁団体、NPO、地域の事業者やその他の団体など、多様な主体が市とともにまちづくりに関わっていく市民協働の基本理念を掲げており、この基本理念を具体的な施策として展開するための実行計画として、本計画（案）を策定しようとしているものです。</p>	D
5	<p>市や町内会・自治会等の協働相手となるNPO等に対し、ガバナンス評価やコンプライアンス指導など市の事前審査体制を整備し、信頼性を担保してほしい。</p>	<p>取組13「多様な主体による協働事業の拡大」は、NPOや企業等、多様な主体の交流の機会を増やすことで、新たな協働や課題解決のアイデアを創出する機会が生まれることを目的としているものであるため、参加者・情報発信者の厳格な審査要件を設定する予定はありませんが、町内会・自治会とのマッチングの段階においては、市がNPO等の運営状況等について確認を行うなどの方法を検討します。</p> <p>また、取組11「専門知識を有するNPO法人等の派遣」において、町内会・自治会の伴走支援を行う法人等については、その信頼性を担保するための基準を検討するにあたり、いただいた御意見を参考にさせていただきます。</p>	C
6	<p>公募型協働推進事業において、営利的事業者の応募があり、市民活動の定義と矛盾している。公益性・非営利性を厳格に審査する基準を明文化するべき。</p>	<p>取組14「公募型協働推進事業の実施」においては、営利を目的とする事業者が役員等に就任している団体の申請を受けたことはありますが、実施事業の内容はいずれも非営利のもので、申請要件に合致しているものです。また、事業者が参加することは、多様な主体がまちづくりに関わる本市の市民協働の考え方と矛盾することもなく、問題はないものと考えます。</p> <p>採択事業の決定においては、これまでも、実質的な公益性や非営利性を審査する項目を設けており、今後もその基準に則って適正な選考を行ってまいります。</p>	C
7	<p>公募型協働推進事業の成果が市民に見えにくいため、公開形式の報告会の実施など、事業成果の透明化と市民への還元を強化するべき。</p>	<p>御意見を参考にしながら、完了した事業の成果等の情報公開について検討します。</p> <p>なお、優れた協働事例については、事例集を作成し市公式ホームページで公開しておりますが、市公式SNSや、取組25「町内会・自治会及び市民活動ポータルサイトの創設」において、より広く効果的な周知に努めます。</p>	C

No.	意見・提言等の要旨	市の考え方	区分
8	新市庁舎整備も見据えて、民間専門家が運営する「公設民営型 市民活動伴走支援センター」を設置し、包括的で専門性の高い中間支援拠点を整備してほしい。	専門家による運営については行わない予定ですが、取組17「市民協働推進センターの機能向上」において、地域における市民の拠点施設としての公民館の機能を生かし、様々な主体の相談対応等を行うため、現状の3公民館と市民協働推進課の連携体制により、機能の充実を図ります。	C
9	(No. 5～8の意見・提言等のまとめとして) 地域コミュニティの活性化と町内会・自治会の負担軽減には、信頼できる外部パートナーの導入とそれを支える強固な支援態勢、公平かつ透明性の高い制度運用が不可欠であることから、「検査と指導による安心の確保」、「事業制度の適正化」、「成果の見える化(公開報告会)」、そして「専門性の高い支援拠点の設置」を計画(案)に明記し、具現化することを望む。	各取組の内容をより充実させるため、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
10	計画(案)の図・表番号の整合性もチェックしてほしい。	図・表番号を再度確認し、一部修正しました。	A
11	担い手不足は社会変化により発生している課題である。若い世代も担い手になれる仕組みづくりや、地域活動参加経験のある職員の優先的採用など、より具体的な取組内容を提示すべき。	本計画(案)では、「持続可能な組織づくり」及び「活動担い手の育成」を最も重要な課題と捉え、各取組を実施していくこととしています。 掲載している個別の取組内容は、各事業の方向性を明確化するために設定しているものです。各取組の内容をより充実させるため、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C
12	盛岡市の新庁舎は駅前に整備すべき。交通便利性が高く、他県との交流促進にも資するものである。	いただいた御意見は、担当部署に共有しました。	D